

ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会（第15回）

1. 日時：令和3年10月29日（金） 17：00～19：00

2. 開催形式：WEB会議

3. 出席者：

<構成員>

大橋座長、相田座長代理、大谷構成員、岡田構成員、宍戸構成員、関口構成員、長田構成員、林構成員、藤井構成員、三友構成員

<オブザーバ>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ

<総務省>

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、林総合通信基盤局総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、柴山データ通信課長、中田事業政策課調査官、中川事業政策課課長補佐

【大橋座長】 本日、大変お忙しいところ、また、金曜日の夕方のお時間、御参加いただきまして、ありがとうございます。定刻ですので、ただいまからブロードバンド基盤の在り方に関する研究会第15回を開催いたします。

本日の会議も、新型コロナウイルス感染者対策のため、ウェブ会議の開催ということで、留意事項について事務局からお願いします。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日は御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外は、マイクをミュート、オフにさせていただきますようお願いいたします。チャット機能もございますので、音声がつながらなくなった場合など、必要があれば、そちらも御活用いただければと思います。

ウェブ会議への接続が切れた場合などは、大変お手数ですが、事前に事務局よりお送りしているURLにログインし直していただければと思います。

本日の会合の資料については、資料15-1、15-2、15-3及び参考資料15-1を配付しております。

事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日は4つ議事がございます。まず、第1の議事であるブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化促進のための事業者規律の在り方の案について、次に、議題2、3と事務局から御説明いただくという段取りにします。

まず、事務局より議題の1について御説明をお願いします。

【中田事業政策課調査官】 それでは、資料15-1、事業者規律の在り方について御説明を申し上げます。

2ページ目、これが基本的な考え方でございます。まず、現行の基礎的電気通信役務制度につきましては、役務提供を適切、公平、安定な提供を確保するという観点から、一連の規律が課されているということでございまして、具体的には契約約款の届出義務、会計整理義務、役務提供義務、技術基準適合維持義務等が課されているということでございます。

今回、制度改正におきまして、有線ブロードバンドサービス、具体的にはF T T HとH F Cを念頭に置いておりますが、こういったものを基礎的電気通信役務の新たな類型として追加していくということ想定しているわけでございます。その場合に、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者につきましても、役務提供の適切、公平、安定な提供を確保するという観点から、一定の規律を課していくことが適当であると考えているところでございます。

しかしながら、当然、電話と有線ブロードバンドは技術的にも、市場環境という点でも違うということがございますし、それから、電話に関しましても、平成13年の制度創設以来、約20年間制度の運用をしてきて、一定の規制緩和の余地があるということがございますので、そういった点を踏まえまして、今回の制度改正を機に所要の規制緩和を行うことが適当であると考えているところでございます。

その下に2つアスタリスクがございますが、1点目は規定の具体的なイメージでございまして、具体的には、例えば電話に関する基礎的電気通信役務を第1号基礎的電気通信役務とし、有線ブロードバンドサービスに関する基礎的電気通信役務を第2号基礎的電気通信役務という形で区別して規定するということがあり得ると考えております。

それから、アスタリスクの2番でございますが、自ら回線を設置せず、他の事業者から

卸役務の提供を受けて提供される有線ブロードバンドサービス、いわゆる卸売業者が提供する有線ブロードバンドサービスについては、2つの理由から今回、基礎的電気通信役務に含める必要はないのと考えております。まず、1つ目は、卸先の役務につきましては、常に卸元の回線設置事業者が同じエリアでサービスを提供しているということでございます。そしてまた、今回、卸元の事業者に対しては、役務提供義務を含む各種規律が課されますので、当該エリアにおける基礎的電気通信役務の提供の適切、公平、安定というものは、卸元の事業者が存在するということによって確保されると考えられるというのが1点目でございます。

もう1点目は、今回、新設しようとしております交付金制度は、基本的には支援対象エリアにおける回線設備の維持に必要な費用を支援するものであるということを考えますと、卸事業者は回線設備を保有しておりませんので、そういった意味でも、基礎的電気通信役務に含める必要はないということでございます。

その上で、下のオレンジ色の表が今回の規律に関する具体的な考え方でございまして、まず、1点目、契約約款の作成届出義務等につきましては、有線ブロードバンドサービスについても、規律自体は役務提供の公平性を確保するという観点等から課していくことが適当であると考えておりますが、有線ブロードバンドサービスについては、利用態様が多様であり、相対契約へのニーズが高いということを踏まえまして、約款外での相対契約というものも認めていくべきではないかと考えているところでございます。

それから2点目、会計整理義務でございますが、現行法におきましては、電話に関しましては、いわゆる交付金の支援を受ける適格事業者だけでなく、非適格事業者に対しても料金の適切性を確認するという観点から会計整理が義務づけられているわけでございますけれども、これまでの制度の運用状況を踏まえまして、料金の適正性の確認は特に必要な場合に、事業者から個別に報告徴収するという形で足りるのではないかと考えておりまして、ここにつきましては、電話、有線ブロードバンドサービス両方について、規律の会計整理義務は課さないということにしてはどうかということでございます。

それから、3点目、役務提供義務でございますけれども、これは基礎的電気通信役務が国民生活に不可欠な役務であるということに由来するものですので、有線ブロードバンドサービスについても課していくという方向で考えているところでございますが、一方で、有線ブロードバンドサービスについては、広く卸契約が行われており、そういった場合には、事業者間での交渉の事由を尊重するという観点から、卸事業者との契約については、

役務提供義務の対象外とするという考え方があり得るのではないかと考えているところでございます。

最後の技術基準適合維持義務でございますが、これにつきましても役務提供の安定性を確保するという観点から、有線ブロードバンドサービスに対しても課していくということが適当であると考えておりますが、後ほど御説明しますとおり、実際には、既に回線設置事業者という身分で、技術基準適合維持義務が課されておりますので、追加的に課されるのは品質基準に限られるということでございます。品質基準に関しましては、有線ブロードバンドサービスの品質は利用者側の環境により大きく影響を受けるといった事情がございますので、当面の措置として、名目速度で設定するということを考えているところでございます。また、所要の猶予措置を設けてはどうかと考えているところでございます。

以上が概要でございまして、3ページ目以下が詳細ということになります。

3ページが契約約款の作成届出義務ということでございまして、上の1ポツが現行法の規律でございます。下の2ポツが今回における対応ということでございまして、先ほど申し上げたとおり、役務提供の公平性を制度上確保するという観点から、契約約款の作成届出義務等は課すことが適当ではないかと考えているところでございます。その下、2ポツでございますが、「ただし」とありますけれども、先ほども申し上げたとおり、相對契約については認めていくべきと考えておりまして、そういったしますと、届出約款は相對契約を行わない場合に適用される約款という形になると考えているところでございます。

その下、3ポツで「なお」と書いておりますが、契約約款の届出義務等を、交付金による支援を受ける事業者、いわゆる適格事業者に限って課すという考え方もあり得るとかもしれませんが、そういった場合、仮に届出約款の適用範囲を支援対象エリアに限った場合には、適格事業者の役務提供条件について、支援対象エリアと非支援対象エリアとの間で差異が生じるという問題がございます。それから届出約款の適用範囲を支援対象エリアに限らない場合におきましては、適格事業者と適格事業者との間で、非支援対象エリアにおける競争条件に差異が生じるということが懸念されるところでございます。それから、いずれの場合におきましても、非適格事業者については、役務提供の公平性が制度上、担保されないということになってしまいますので、そういった適格事業者に限って契約約款の届出義務等を課すということは、今回、改正における対応としては適当ではないと考えているところでございます。

続きまして、4ページ、会計整理義務でございます。1ポツが現行法の規定でござい

して、適格、非適格を問わず、課されているということでございます。これに対し、2ポツが今回の改正における対応の方向性ですが、料金の適正性を行政が確認できるようにしておくということ自体は引き続き必要であると考えておりますが、平成13年度の制度創設以来、加入電話等の料金の適正性について疑義が生じたことはないということが1つございます。それから、現在、有線ブロードバンドサービスについては、事業者の競争が続いて、おおむね適正な料金で提供されているということもございます。それから3つ目のポツでございますが、仮に市場支配力を有する事業者が不当な料金設定を行う可能性については、これは指定電気通信役務制度によって別途対応可能であるということもございます。

そういった点を踏まえますと、もはや一律の会計整理義務を課する必要はないのではないかと考えているところでございまして、この機会に、電話、有線ブロードバスサービスを問わず、一律の会計整理義務も廃止いたしまして、料金の適正性の確認は、特に必要な場合に、個別に事業者から料金の算定根拠等を報告徴収するという形で、確認できるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、5ページ、役務提供義務でございます。現行法の規律といたしましては、基礎的電気通信役務を提供する事業者は、正当な理由がなければ、役務の提供を拒んではならないという規律がなされているところでございまして、その場合の正当な理由の説明責任は事業者側に課されているということでございます。2ポツが今回の対応として考えているところでございまして、今回、有線ブロードバンドサービスを国民生活に不可欠な役務と位置づけるということでございますので、役務提供義務というものを課していくのが適当であると考えているところです。その下、アスタリスクでございますけれども、ただ、その場合は、正当な理由の内容につきましては、適格事業者と非適格事業者については、若干違った考え方をする余地があるのではないかと考えておりまして、例えば、非適格事業者については、業務区域内にあっても採算性を著しく欠くということが正当な理由となり得るのに対しまして、適格事業者については、交付金による支援を受けている以上、原則としてそういった採算性というのは役務提供を拒否する理由にはならないのではないかと、例えばそういった整理が可能ではないかと考えているところでございます。

それから、その下の「ただし」のところは、先ほど御説明したとおりでございますけれども、いわゆる卸事業者との契約につきましては、これはB to Bでございますので、あえて役務提供義務の対象とする必要はないのではないかと考えているところでございます。

続きまして、6ページでございます。技術基準適合義務でございまして、上が現行法の

規律、下が今回の対応ということでございますが、基礎的電気通信役務に位置づけるということに伴いまして、役務提供の適正性、安定性を確保する必要があるということから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、技術基準適合義務をかけたいくというのが適当ではないかと考えているところでございます。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、実際には、今も自ら回線を設置している事業者については、回線設置事業者という枠組みによって、技術基準適合義務が課されておりますので、今回、仮に基礎的電気通信役務に追加したとしても、追加的に課される規律というのは有線ブロードバンドサービスに関する品質基準に限られるということでございます。有線ブロードバンドサービスの主たる品質としては、通信速度が考えられるわけでございますけれども、通信速度につきましては、利用者側の環境によって大きく影響を受けるということ、それから、現状におきまして、実効速度の計測方法について確立したコンセンサスがあるとは言い難いという状況でございますので、有線ブロードバンドサービスの品質基準については、当面は名目速度で設定することが適当であると考えております。

具体的には、その下のアスタリスクの1番でございますけれども、今回、制度全体の設計といたしまして、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のアプリケーションを原則として全国あまねく利用できるようにしていくという考え方でございますので、そのために必要な速度ということでして、例えば、上り下りの名目速度を30Mbps以上のサービスプランを少なくとも1つは設けていただくということを基準としてはどうかということでございます。

アスタリスクの3番にありますとおりに、仮に実効速度についての計測方法というものが確立した場合にはそちらに移行していくということは、将来的な可能性としてはあり得ると考えているところでございます。

それから、アスタリスクの4番でございますけれども、上り下り名目速度30Mbps以上というのは、現状に照らしまして必ずしも厳しい基準ではないと考えておりまして、大半の事業者は既にクリアしている形になるわけですが、一部のローカルな事業者で、そこまで達していないという業者もあると認識しておりますので、そういった事業者につきましては、当分の間の猶予措置を設けまして、例えば設備更新のタイミング等で、そういったプランを設けていただくといった形がよいのではないかと考えております。

それから、アスタリスクの5番にありますとおりに、遅延時間等の速度以外の品質につきましては、有線ブロードバンドサービスの特性を踏まえまして、今回は設定しないという

こととしてはどうかということでございます。

7ページ、その他の事項としまして2点記載しておりますが、1ポツ、上のほうが届出予定の届出義務ということでございます。現状、電話につきましては、業務の全部または一部を休廃止、これはエリアの縮小を含むわけでございますけれども、そういう場合には一定期間以上前、具体的には1年以上前に利用者に周知するとともに届け出るということが義務として課されているところでございます。今回、有線ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務に追加するというに伴いまして、同様の規律をかけていくことが適当であると考えているところでございます。その場合に、有線ブロードバンドサービスについては、交付金制度等との整合性を考えまして、都道府県単位ではなくて町字単位でそういった届出をしていただくといった方法もあり得るのではないかと考えているところでございます。

その下、2ポツでございますが、業務区域の登録届出義務ということございまして、今回、新設しようとしている交付金制度に関しましては、いわゆる支援対象エリアに該当する場合であっても、複数の事業者が競合しているような場合には、原則として交付金の支援対象としないということを考えるところでございます。そういったしますと、行政といったしまして、どのエリアが競合しているのかということをおらかじめ把握しておく必要があるということがございますので、事業者の登録届出事項の1つである業務区域については、基本的には町字単位で設定していただく必要があると考えているところでございます。

このような形で、業務区域を町字単位で設定していただくということは、これは一定の事務負担が少なくとも法施行時に発生するというは避けがたいわけでございますけれども、その後の業務区域の変更につきましては、なるべく事業者側の負担が少ないような形にしたいと考えておりまして、アスタリスクの1番にありますとおり、一定の緩和措置を講じていくことが適当ではないかと考えているところでございます。

それから、アスタリスクの2番にありますとおり、大量の届出ということになりますので、システム上で効率的に届け出いただく方法を考えているところでございます。

最後、8ページでございますが、以上とはやや異なった観点ございまして、交付金による支援の対象となる適格事業者の要件ということでございます。上が現行制度でございまして、3つ要件がございます。1つ目が収支等の公表、2つ目が接続約款の公表、それから、3つ目が業務区域を総務省令で定める基準、具体的には都道府県全域をカバーするというところでございます。下が今回の対応として考えているところでございまして、まず、

収支等の公表につきましては、これは交付金による支援を受ける前提として、公表していただく必要があると考えているところでございます。それから、2番目の接続約款の策定、公表につきましては、現行制度におきましては適格事業者と直接または間接に接続している事業者等を負担事業者とするという考え方に基きまして、接続約款の公表を適格事業者に求めているわけでございますけれども、今回、有線ブロードバンドサービスにつきましては、交付金を負担する事業者としては、有線または無線のブロードバンドサービスを提供する事業者全般と考えているところでありまして、その場合、適格事業者と負担していただく事業者との間のネットワークの接続性というものは、これはインターネットの特性によって当然に担保されていると考えられますので、あえてそういった接続約款の公表のようなことを要件とする必要はないと考えているところでございます。

それから、3番目の業務区域の基準適合性につきましては、現在、電話については先ほど申し上げたとおり、都道府県単位ということになっているわけでございますけれども、今回につきましては、基本的には町字単位で設定されます支援エリア、または特別支援エリアの全域をカバーするということが要件となってくると考えているところでございます。

最後に4ポツでございますが、有線ブロードバンドサービスにおきましては、交付金による支援を真に必要な事業者に集中するという観点から、財務状況や部門別収支、あるいは全業務区域に照らして、支援の必要性が認められることを要件としてはどうかということでございます。ただし、新規整備の促進及び民間移行の促進という特別の政策的要請から、いわゆる特別支援対象エリアと考えているところにつきましては、そういった要件を問わず、交付金による支援の対象としてはどうかということでございまして、ここは前回、御説明した内容と同じ内容でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。有線ブロードバンドを基礎的電気通信役務に位置づけてはどうか。その際に、基礎的電気通信役務に対して、これまでの規制の適正化を図ることはどうか。最後に、適格事業者の要件について、考え方を示していただいたということが事務局の資料かと思えます。

それでは、構成員の方々と、あと、オブザーバの皆様も合わせて、御意見、御質問あれば、いただければと思います。

それでは、相田構成員からお願いをいたします。

【相田座長代理】 ありがとうございます。大きく2点あるんですけども、1点目は、資料で言いますと6ページ目の品質のことなんですけれども、ここで挙げられているのは、

いわゆる通信の品質ということなのですが、現在の電話の基礎的電気通信役務でも、それ以外にちゃんとつながるかどうかという接続品質というのと、それから安定品質、これはなかなか概念が難しいんですけども、サービスイン当初は品質を満たしていたけれども、途中からそれが満たされないというようなことがないと、そういう通信品質、接続品質、安定品質という3つがセットになっているわけですけども、特に今回、ブロードバンドについて、通信品質を名目速度で設定ということになりますと、名目上、速度が30メガあるけれども、実は、お昼になると1メガも通らないということがあるとなかなか困るということでもって、いざというときに、ちゃんとつながるかという観点から接続品質、あるいは安定品質に相当するようなものというのも考えたほうがいいんじゃないかと思えます。

あと、関連して、ここの例として挙がっている、上り下りの名目速度30Mbpsということだと思いますと、FTTHの場合には、上り下りが同じスピードというのが標準的ですけども、今回、一応HFCも視野に入れているということになりますと、HFCの場合、上りは下りほどのスピードが出ないサービスが多いということで、下り名目速度30Mbpsに対応するものとしては、上りは10Mbpsぐらいにしておくのが手頃じゃないかと思えます。

それが大きな1点目で、もう一つは、次の7ページ目のところなんですけれども、これも現状の電話の基礎的電気通信役務でも、各電話局の収容区域というのが行政区画とぴたり合っていないということはよくあることなわけですけども、少しでもはみ出したら、その町字を業務区域に入れなきゃいけない、業務区域に入ると、町字全体でサービスを提供しなきゃいけないというのは、地形と状況によってはなかなか厳しいんじゃないかということで、先ほど経済的に非常に難しい場合には、それはサービスをしない事由になり得るというお話もございましたけれども、行政区画である町字のある割合以下しかサービスしていないようなものは業務区域に入れなくていいという対応のほうが現実的ではないかと思いましたので、コメントさせていただきます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局の受け止めを伺うようにいたしますので、先へ進みます。

林構成員、お願いします。

【林構成員】 林です。御説明ありがとうございました。私からは1点なんですけれど

も、7頁の2ポツのところですが、「今般、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」に追加するのであれば、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、同様の義務を課すことが適当である。」とある点についてです。今回の有線BBユニバは、100%カバーは物理的に不可能ですので、有線ブロードバンドユニバが、事業法7条で定義されている基礎的電気通信役務の定義にいう「あまねく日本全国における提供が確保されるべき」役務といえるかについて整理が必要だと存じます。

また、有線ブロードバンドサービス提供事業者に「基礎的電気通信役務」としての規制をかけるということになりますと、たとえば、約款規制については、現行の電話は電気通信事業法19条で規制されていますが、これは例外を許さない厳しい約款規制ですので、今回、有線ブロードバンドサービスに適用しようとして議論している約款規制は相対契約等の例外を認めるいわばフレキシブルな約款規制ですので、7条ユニバのうち、省令で定めるある黒電話については厳しい約款規制を、省令で定める有線ブロードバンドサービスについては緩い約款規制を課するという形で、19条を見直す必要があると思いますので、そのあたり整理する必要があると思います。これらは、事務局には釈迦に説法の点ですが、今後、詰めていく必要があるのかなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。第2号とは何かということの御指摘だったと受け止めました。

【林構成員】 おっしゃるとおりです。

【大橋座長】 次、長田構成員、お願いします。

【長田構成員】 長田でございます。よろしくお願いします。

先ほど、相田先生が御指摘になっていた名目速度のところなんですけれども、あくまでも名目速度が基準を超えていても、実際に、サービスにはかなり実効速度的には、差は多少出てくるんだと思いますので、そこを今回は名目速度で始めるとしても、きちんと実情というのは注視していただきたいと思います。その上で、相田先生のそういう御説明がありましたので、もしそれが可能であれば、ぜひほかの基準も入れていただければいいなと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。宍戸構成員、お願いします。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸でございます。

事務局に示していただいた論点の整理、基本的な考え方に賛成でございます。1点、4ページの会計整理義務のところについて、基本的にはこの方向でよろしいかと思いますが、少し気になっていることがありますので、この場で意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、会計整理義務がこれまで基礎的電気通信役務を提供する事業者に課せられてきた、ただ、今回の制度改正を機に、電話、有線ブロードバンドサービスを問わず、一律の会計整理義務を廃止するという事は、規制を緩和するという事になるわけですが、このこと自体、私は適切だと思います。つまり料金の適正性の確認を、他のやり方で、しかるべきやり方で担保できるのであれば、それで、そのこと自体はよろしいかと思っております。他方、何かあったときに、情報を政府、総務省が取得するときのやり方として、特に必要な場合に、料金の算定根拠等を事業者から個別に報告徴収するという整理を、2の3ポツ目でされているわけですが、多分これでいくと、料金が不適正な場合なんじゃないかという場合に情報を取る。かなり悪いことをしている事業者なんじゃないかという前提での報告徴収になるだろうと思うわけです。

また、他方、適格事業者については、収支公表が義務づけられているというのが1の2になるわけですが、今回のブロードバンドユニバにつきましては、適格事業者でない基礎的電気通信役務を提供する事業者については、繰り返しになりますが、会計整理義務は外れ、今申し上げた、個別の報告徴収しか政府として情報を把握するということが難しくなるのではないかと思います。

ユニバーサルサービスにつきましては、これまでこの場でも何度か御議論あったように思いますけれども、ユニバーサルサービスの制度を維持していく、あるいは、やっていくコスト、これは行政のコストもありますし、社会全体のコストもありますし、事業者のコストもあります。それから、それによって生まれるメリットといろいろある中で、この制度の実態を常に適正に把握し、必要な場合には制度を拡充したり見直したり、必要な場合は廃止すると、こういったことが必要になってくるわけですが、その前提として、ユニバーサルサービスについて、データがきちんと取れるという状態であること、政府が把握できるという状態を確保することが必要なのではないかと思います。

その観点から見ますと、会計整理というのは、実はそれを支えてきた1つのやり方だと思うのです。繰り返しになりますが、会計整理を今回、義務を廃止するという事に私は賛成でございますけれども、それに代わる形で、また、何か悪いことをしているんじやな

いかという場合の、個別報告徴収以外のやり方で、政府がユニバーサルサービスに関するコストや実態を、うまく事業者の方から情報を取れるような仕組みも併せて御検討いただくといいのかと思ったところです。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、KDDIの山本オブザーバをお願いします。

【KDDI】 KDDIの山本です。今回、規律については、電話に比べるとかなり柔軟といいますか、緩和という形で配慮いただいたというのは非常にありがたいと思っております。

1点だけ、一言申し上げますと、これは前も申し上げましたとおり、今回の制度の目的が、条件不利地域における役務提供の確保のため、これが目的であるということからすると、本来であれば、適格事業者に対する規律を中心に考えていただくのが本来かと思えます。今、論点の中で会計整理の話があったとおり、会計整理の話として適格事業者と非適格事業者に差を設けるのであるならば、約款の規律についても、これを競争地域、都市圏でサービスを現に提供している事業者に対しても全体に適用するとしても、非適格事業者に対しては何らかの御配慮、できる限りの緩和された規律にさせていただくよう、改めてお願いを申し上げたいと思えます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ケーブルテレビ連盟の堀内オブザーバ、お願いします。

【日本ケーブルテレビ連盟】 堀内でございます。

ケーブルテレビ事業者は、御存じのように、大規模な事業者も一部ございますが、中小規模の事業者が多くて、規模は様々なのでございますけれども、住民のニーズに応じて、地域でブロードバンドサービスをきめ細やかに行っているというのが実態でございます。それで、これまでブロードバンドサービスのユニバ化の議論の中で、中間取りまとめにも記載されていたように、新たな規律を課すというのが検討されていまして。ケーブルテレビ業界としては、現在、特に問題が発生していないにもかかわらず、こんな新たな規律を一律に課すということに慎重にさせていただきたいと意見を述べてきたところでございます。

それで、今回の事務局案を拝見、あるいは御説明をお聞きしまして、こうした我々ケーブルテレビ業界からの意見も考慮いただいたのかと。新たな規律については、品質基準に基本は限られていて、当面の措置として名目速度を設定するというところでございますので、

こういった新たな規律を最小限にとどめていただいたことに関しては、感謝しているところでございます。そういう配慮もいただきましたので、新たな日常が進展する中で、ブロードバンドは不可欠なものでありますので、我々ケーブル業界としても、引き続き地域のブロードバンドサービスの提供に貢献していきたいと思っております。

どうもありがとうございました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、NTTの黒田オブザーバ、お願いします。

【日本電信電話】 お世話になっております。NTTの黒田です。

資料15-1の7ページについて、2点コメントしたいと思います。先ほど、相田先生からも御指摘があった業務区域の設定単位について、基本的に町字単位とするというお話だったと思いますが、サービス提供の実態を踏まえると、同じ町字の中でも整備済みと未整備が分かれているというケースは多くあります。先ほど、相田先生から、町字の中のサービス提供エリアの割合が一定程度を超えているかどうかで判断してはどうかという御提案があったと思いますが、更なる検討として、現在ではデジタル化された地図等、様々なものがございますので、そうした整備済み、未整備を判断する、あるいは、エリアを分別するときには、そうしたことを踏まえて、より緻密な分別を行っていくことが適切ではないかと考えているところでございます。

もう1点、同じく7ページで、複数事業者が競合する場合の交付金支援について、卸先事業者については、基礎的電気通信役務の提供事業者の対象外とするため、交付支援対象エリアに卸先事業者がいたとしても、設備設置事業者等が交付金制度を活用することが可能だと思いますが、少なくとも交付金支援という観点では、卸先事業者だけではなく、相互接続によりF T T Hサービスを提供する接続事業者がそこに存在したとしても、同様の扱いにするということが適切ではないかと考えます。卸と接続、いずれも交付金支援の判断の際には、同じような扱いをすることが適切ではないかと思っております。

以上、2点コメントさせていただきました。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、JAIPAの立石オブザーバ、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。おおむね、いただいている資料をお話しいただいたことで私も合意なんですが、ほかの方もおっしゃったように、そもそも条件不利地域に設定しますので、どうしてもなかなか整わないものがある

かと思っております。今、黒田さんのほうからもお話がありましたけども、1つは行政単位です。実際に、私のすぐ近くのところで、電話の局番も違う局番を使っていますし、消防とか緊急車両、救急車とか警察も全て違う市から行くと、そうじゃないと20分以上余分にかかっちゃうのでというところとかが日本中にはいっぱいありますので、ぜひその点、行政区域等に関しては、それは見れば一目瞭然で、先ほど申しましたように局番も違ったりするので分かると思うんですけども、その辺は柔軟に対応していただきたいなど。

それから、相田先生だったかが御指摘ありましたけども、HFCはFTTHよりむしろ無線に近く、かなり不安定です。特にHFCで何キロも伸ばしていくということは、普通は考えられないんですが、場合によっては、条件不利地域はそういうこともあると思いますので、名目速度の件に関しても、全て一律になると相当厳しいものが出てくると思いますので、その辺についても地理的条件を含めて検討いただいて、ある程度は柔軟に対応していただけたらと思います。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。続きまして、オペテージのこれはどなたですか。篠原、金丸オブザーバ、お二人の名前がありますが。

【オペテージ】 失礼しました。オペテージの篠原でございます。よろしく願いいたします。

まずは、事業者規律の在り方につきまして、私どもから申し上げた点、いろいろ御配慮を賜りまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

その上で2つございまして、1つは、卸先の事業者を基礎的電気通信役務から外すといった記載がございましたけれども、この点、ブロードバンド環境を維持するための制度としては理解してございます。一方、同じ土俵で競争する事業者として、規制対象となる事業者とならない事業者が存在するということになりまして、競争条件に違いが生じることになるので、少し違和感を感じてございますので、その辺バランスとか影響について、御留意いただければありがたいと考える次第です。

もう1点につきましては、今回、新たな対応が必要となる約款の届出でありましたり、エリアの届出について、制度上、制度の運用上、必要となるということは理解してございますけども、全国で様々な事業者が存在しますので、その規模、体制によって結構な負担になるというおそれもございますので、その点は御配慮いただきまして、頻度とか、あと、報告を要する内容等については、極力最低限としていただければありがたいと考えてござ

います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

以上、構成員とオブザーバで手を挙げていらっしゃる方は、全て御発言いただいたのかと思っておりますので、事務局から受け止めのほうをいただくことできませんでしょうか。

【中川事業政策課課長補佐】 活発な御意見等ありがとうございました。

まず、相田先生にいただいた御質問の1点目の品質についてですが、ケーブルテレビ連盟様の御意見とも関連する内容かと思うんですけれども、安定品質や接続品質等についても対象にしているのではないかという御意見だと認識いたしました。まず、今回の事務局でお示ししている資料の6ページの2の2ポツの米印にも書かせていただいているんですけれども、現状、電話などの音声用役務と、データ伝送用役務で、課されている技術基準等、品質基準が異なると認識しておりまして、有線ブロードバンドは、特性としてはデータ伝送用のものであることから、現状としては、電話に近い基準とするのではなくて、データ転送用の品質のままでよいのではないかということで、事務局として案を示させていただいているものでございます。ただし、いただいたコメントについては、将来的に検討していきたいと思っております。

そして、2点目の通信速度についての御意見です。上下、名目30Mbpsのところ、FTTHであれば上り下りとも一緒ぐらいで上下とも満たすけれども、HFCは上りが下りほど速くないということで、上りを10Mbpsにしてはいかがかという御意見でございました。これはJAIPAさんの御意見とも若干関連する御意見でございますけれども、こちらに関しても、御意見を踏まえて、規定する名目の通信速度をどうするか、具体的にどうしていくかというところを検討してまいりたいと思っております。

【中川事業政策課調査官】 続きまして、その他の点についてお答えをさせていただきます。

まず、相田先生から御指摘をいただきました、それからNTT様、JAIPA様からも類似の御意見をいただいたと思いますが、事業所の業務区域が町字単位で収まらない場合があるだろうという点でございますけれども、ここにつきましては、交付金による支援を受けない事業者につきましては、正当な理由というものをある意味、柔軟に捉えまして、採算性等が提供しない理由になり得ると考えたといえますと、業務区域というものは、實際上、最大値に近いような形になっていくと思われまますので、そういった形で運用でき

るのではないかと考えております。

他方で、適格事業者の場合には、これは基本的には支援対象エリアについては、役務提供していただくという形を想定しているわけでございまして、そういう場合をどうするかというのが、確かに問題としてはあるわけでございますけれども、現在考えております方向としては二通りあるのかと思っております。1つは、原則として、支援対象エリアというのは町字単位で設定するものであるけれども、例外を認めて、その一部みたいな設定の仕方を認めるのが1つの方向性でございます。もう一つは、正当な理由のほうを、ある意味、柔軟に考えていきまして、支援対象エリアであっても、ある一部については役務提供しないことが正当な理由となり得ると整理もあり得ると考えております。

いずれにしても、最終的には常識的な結論になるように運用していく必要があると思っておりますので、さらに事務局として検討を進めてまいりたいと考えております。

それから2点目といたしまして、林先生のほうから、今回の有線ブロードバンドサービスというのは、これは電話と違って100%カバーにはならないのではないかと御指摘がございまして、これはそのとおりであると考えております。それを最終的に法文上、どう整理するかというのは今後の検討によるところもございしますが、厳密に100%でなくても、例えば99.8とか99.9%であっても、表現といたしましては「日本全国あまねく提供を確保されるべき」と表すこともできるのではないかと考えております。

それから、関連して林先生から御指摘いただきました、例えば約款規制等について、有線ブロードバンドについては、電話と異なった、ある意味、柔軟なものになっていくのではないかとこの点については、これは御指摘のとおりでございまして、条文上も、第1号、第2号という形で、電話とは区別いたしますし、運用上も、電話とは異なった規律になってくると考えているところでございます。

関連いたしまして、KDDIの山本様から御指摘いただいた点についてもお答えしたいと思っております。1つは、既に資料中にも記載しておりますとおり、役務提供義務の「正当な理由」の解釈という点で、有線ブロードバンドについては適格と非適格を区別して考えていくという考え方があろうかと考えております。それから、約款規制との関係についても、例えば、料金の適切性を判断する基準については、交付金による支援を受けているかどうかによって、考え方が異なるということもあり得ると考えています。今回、事務局の案といたしましては、非適格事業者も含めて約款規制等を一旦掛ける形ではありますけれども、その運用につきましては、当然、適格と非適格の性質に応じた違いというものが生

じてくると考えているところでございます。

それから、長田先生からご指摘いただきました点については、今回は現状において実効速度の計測方法というものが確立していないということで、名目速度で品質基準を設定するという案になっていますが、仮に、将来的に、業界内でコンセンサスが得られるようなものが設定できれば、実効速度で品質基準を設定するということもあり得ると考えております。

それから、宍戸先生から御指摘いただいたのは、個別の事業者の料金の適切性を確認するという意味での報告徴収以外に、ユニバーサルサービス全体のコストを行政が把握する、あるいは社会に対して明らかにするという意味での情報収集が必要ではないかという御指摘であったと思います。御指摘のとおりでございまして、条文上の根拠規定は同じなのですが、電気通信事業法の報告徴収規定は、二通りの運用が実際にはされておまして、1つは何か問題があった場合の報告徴収ということがございますが、もう一つは年次で、定期報告のような形で御報告いただいているものが今でもございます。契約数等はそういった形で御報告いただいているということがございますので、そういった中で、何かしら全体としてのトータルコストみたいなものを把握するという仕組みについても、御指摘を踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

それから、ケーブルテレビ連盟様のほうから御評価をいただいたところでございますけれども、まさしくコメントいただきましたとおり、今回、有線ブロードバンドサービスに対して新たに課す規律につきましては、必要最小限のものにすべきと考えておりますので、その運用面につきましても、なるべく事業者側に対して過度な負担にならないように簡素化を図ってまいりたいと思っております。

それから、NTT様から御指摘いただいた点、2点ございました。1点目につきましては、相田先生に対する御回答として申し上げた点と重なりますが、業務区域の届出のシステムについては、どこまで緻密なものをつくれるかという点は、今後の課題ということになります。なるべく使い勝手のよいものを目指していきたいと考えております。

それから、2点目の競合事業者要件の考え方につきましては、卸事業者は入り口から基礎的電気通信役務からは外れますが、接続事業者は入り口からは外れません。その一方、御指摘の点は十分に理解できるところでございまして、事実上、ほぼダークファイバーを使っている、僅かに自社設置設備があるような場合については、実態として、卸業者に近いという場合もあろうかと思っております。そういった事業者は、おそらく競合事業者とは考

えないのが正しいのであらうと考えております。

ただ、他方で、区分として接続事業者に区分されるものには多様なものがあり得るところでして、接続事業者を一律に競合事業者から外すことにも問題があると考えております、そこはさらに緻密な場合分けが必要ではないかと考えているところでございます。

それから、オプテージ様からは、まず、卸先事業者の役務を基礎的電気通信役務から外すということについて、御理解いただける部分もある一方で、競争中立性という点でどうなのかという御指摘がありました。御指摘のような点はあろうかと思いますが、そこは基礎的電気通信役務というものの性格上、自ら差異が出てくるということでございまして、また、一方で、今回、回線設置事業者に課す規律というものも必要最小限のものにしたいと考えておりますので、そのような形で御理解を得ていきたいと考えているところでございます。それから、業務区域の届出等について負担の最小化を図っていくべきというのは御指摘のとおりでございますので、効率的なシステムの構築等を通じて、負担の最小化を図っていききたいと考えております。

【大橋座長】 ありがとうございます。事務局から網羅的に全て御回答いただいたという認識でいます。この件は、引き続き、議論させていただくということで、事務局においては、さらに今回の御意見を踏まえて精査していただければということでございます。

まだ議題がございますので、よろしければ、次の議事に移らせていただきたいと思えます。次はブロードバンドサービスのユニバーサルサービス化促進のためのラストリゾート事業者の役割（案）ということと、あとは、前回の会合後にいただいた御質問への回答ということで、この2つの議題について、事務局から御説明をお願いします。

【中田事業政策課調査官】 事務局でございます。

資料15-2と資料15-3は、互いに関連するところがございますので、続けて御説明させていただきます。

まず資料15-2についてですが、ラストリゾート事業者に対してどういった役割が期待されるかという点については、これまで必ずしも十分な時間を取って議論をしてこなかったということがございますので、今回、改めて御議論いただきたいということで、そのための素材を準備したものです。

2ページ目でございますが、これは、有線ブロードバンドサービスにおいて、ラストリゾート事業者というものがあるとすれば、どういった役割が期待されるであらうかということ、ある意味、一般論として整理したものでございます。上の四角が考え方でござい

まして、最初の黒丸でございますが、有線ブロードバンドサービスについては、現段階で未整備のエリアがございます。そういったものの解消につきましては、従来、国、自治体、事業者の3者が連携して取り組むことで一定の成果を上げてきました。具体的には、国の補助金等を使いまして、自治体が整備主体となって公募を行い、民間事業者が応募して整備するといった形での整備が行われてきました。そういったことによって一定の成果が上がってきたということでございますので、引き続き、同様の考え方を取ることが適当ではないかというのが1点目でございます。

それから、その下でございますが、これも有線ブロードバンドサービスの市場環境の特徴を述べているものでございまして、有線ブロードバンドサービスについては、例えば電話などと異なりまして、特定の事業者が日本全国でサービス提供するという事は、必ずしも求められておりません。ですので、ラストリゾート事業者に期待される役割というのは、他の事業者によるサービス提供が行われない地域で、補完的にサービス提供を行うということが中心になるのではないかとということでございます。

そういった一般的な考え方を踏まえまして、より具体的な整理が下でございまして、大きく整備済みのエリア、それから未整備済みエリアと分けているところでございます。整備済みエリアの上でございまして、まず、ラストリゾート事業者が既に整備しているエリアについては、これは基本的には当該エリアにおけるサービス提供を継続するということが期待されるのではないかと考えております。

それから、その下、一番下、未整備エリア、どの事業者も未整備であるようなエリアについては、これは新規整備ということになりますので、新規整備については、先ほど申し上げたとおり、基本的には自治体主体の補助事業、公募事業による整備が引き続き行われるのではないかと想定しておりまして、その場合に、ラストリゾート事業所に期待される役割というのは、他に応札者がいないときに契約するということになるのではないかとということでございます。

その上の他事業者のみ整備済みエリアにおきまして、他の事業者が全て撤退した場合でございますが、これは今申し上げた2つの場合の、ある意味、応用でございまして、1つは他事業者が整備した回線設備がそのまま利用できる場合というのもあるかと思っております。その場合には、ラストリゾート事業者に期待される役割というのは、撤退する事業者から設備の譲渡を受けた上でサービス提供を継続するということになるのではないかとということでございます。その下でございますが、既存の回線設備の利用が不可能な場合、これは

技術的な仕様の理由等によって使えない場合というのがあるかと思いますが、その場合には、これもある意味、新規整備をするしかないということになりますので、その下と同じ扱いになりまして、自治体主体による公募事業等が行われる場合につきまして、他に応札者がいないときに契約をしていただくことになるのではないかとということをございまして、2ページにつきましては、冒頭申し上げたとおり、およそ有線ブロードバンドサービスにおいてラストリゾート事業者というものがあるとすれば、こういった役割を期待することになるのではないということをございます。

続く3ページでござりますが、ここはそういった有線ブロードバンドサービスのラストリゾート事業者に期待される役割を制度上、どう位置づけていくかということをございます。ここでは一定の観点をお示ししているということをございます。まず、1ポツでござりますが、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供を確保していく上で、全国規模の光ファイバー網等を現に有するNTTに期待される役割が大きいことは、これは1つの事実であると考えているところをございます。それから、2ポツでござりますが、NTTによる有線ブロードバンド基盤の整備、維持がどのように行われるかということは、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供確保のための国や自治体による支援策、具体的には補助金ですとか、今回、新設します交付金の在り方を考える上でも重要な判断要素となると考えられるところをございます。それから、3ポツでござりますが、現在、NTT法3条の責務規定がございますけれども、その内容といいますのは、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものですので、通信技術の進展、あるいは、社会情勢の変化といったものを踏まえまして、明示的な検討及び決定のプロセスを経まして、その内容を時代に適合したものになるように改めるということは、制度の在り方として否定されるものではないと考えているところをございます。4ポツで、「その一方」と書いてありますが、現状において、固定電話、加入電話というのは、依然として国民生活に不可欠なサービスであると考えておりますので、NTTの電話に関するあまねく提供の責務というのは、当面は引き続き維持する必要があると、このように考えているところをございます。そうした中で、NTTに過剰な法的責務を課すということになりますと、NTTの自主的判断の余地を狭めることになりまして、NTTの企業体としての合理的経営を損なうおそれがあるという点についても留意が必要であると考えているところをございます。

そうした点を踏まえまして、最後、5ポツでござりますが、今回の制度改正におきましては、そういった点を踏まえまして、有線ブロードバンドサービスのラストリゾート事業者

に期待される役割を実効的に確保するための制度上の位置づけを検討していくということが必要ではないかと考えているところでございます。

以上が資料15-2でございます。

これと若干関連いたしまして、資料15-3について御説明させていただきます。こちらは前回の会合の後に、三友構成員のほうからいただきました御質問の内容に対する事務局としての回答、考え方を書いているところでございます。三友構成員からの御質問の内容は記載のとおりでございまして、人口減少がさらに進むと予想される中で、どうやって国民負担が大きくなる、そして、また維持可能な制度というものを考えていくかと、そういう趣旨の御質問であると理解しております。

事務局の回答、(1)、(2)と書いてございますが、ここでは2つの観点から御回答というか、考え方を書いているところでございます。(1)が人口減少が進展する中で、負担が全体が増大してくるのではないかとこの点についての、一旦の考え方ということでございます。

(1)の1ポツでございますが、まず、事務といたしまして、今回の制度改正におきまして、ラストリゾート事業者以外の事業者に対して供給義務を課す、撤退を禁止するということは考えていないということでございます。それから、それは交付金への申請を義務化するということではないということでございます。

2ポツでございますが、そうしたわけですので、ラストリゾート事業者以外の事業者が全て撤退した場合には、基本的にはラストリゾート事業者が当該エリアにおけるサービス提供を引き継ぐということを期待しているわけでございますが、その場合も非居住化したエリア等についてまで、サービスの継続を求めるものではないということでございます。

そして、3ポツでございますが、そうしたラストリゾート事業者によるサービスの提供は、一定の例外的な場合、具体的には特別支援対象エリアに該当する場合を除いて、交付金による支援の対象化はしないという方向で考えているところでございます。そしてまた、特別支援対象エリアの指定については、設備更新のタイミングで当該エリアの自治体の設備エリアの改めて確認し、指定の継続の可否を判断する仕組みというものを導入することが1つ、あり得るのではないかと考えております。より具体的には、注の2番に書いてあるとおりでございますけれども、具体的には設備更新のタイミングで、当該エリアの自治体に対して、更新費用の一定割合、これは原則として初期整備と同じ割合ということ想定しておりますけれども、任意で負担していただくことの可否について意向を確認

しまして、当該エリアの特別支援対象エリアとしての指定を継続するかどうかということ
を判断していくということが1つあり得るのではないかと考えております。こういった仕
組みを通じまして、人口減少の進展に伴って負担額全体が突然に増大するという事態は回
避し得るのではないかと考えているところでございます。

続きまして、(2)でございますが、これは将来的な制度全体の見直しの可能性について
ということございまして、まず、1点目といたしまして、今回の制度改正においては、
一定期間経過後の制度全体の見直しを法律上、明記するということを予定しております。

そして、2ポツでございますが、現状におきましては、先ほども申し上げたとおり、固
定電話というのは引き続き国民生活に不可欠なサービスであるということから、今回の制
度改正においては、電話に関する交付金制度というものは、基本的にそのまま維持する
という方向で考えています。その上で別途、今回、有線ブロードバンドサービスに関する交
付金制度を創設するということを考えているところでございまして、そのこと自体の当否
というのも当然、議論にはなり得ると考えておりますが、中長期的には、そういった2つ
の制度が併存する、2つの交付金制度が併存するという形も当然見直す余地があると思
っているところでございます。

その際の見直しの内容は、その時に考えていくということではあるわけですが、
例えば、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービスの仕組み自体を
見直して、各種サービスの前提となる不可欠基盤の維持を目的とした新たな制度的枠組み、
これはユニバーサルアクセスと呼ばれているものでございますけれども、そうしたものへ
の転換を図るということも1つの選択肢としてはあり得ると考えているところでございま
す。そういった形で、ユニバーサルアクセスに転換するかどうかというのは将来的な、中
長期的な課題ではございますけれども、仮にそういった形に考えていく場合であっても、
今回の制度改正というのは、離島等を含めた光ファイバー網の整備であるとか、あるいは、
公設設備の民間移行等を通じまして、そういった将来的な一元的な制度への移行というも
のにも貢献していくと考えているところでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。残りの時間、ラストリゾート事業者の役割に関
しての御議論をさせていただければと思います。ここも構成員、オブザーバの方関係なく
御質問、あるいは御意見ありましたらぜひいただければと思っております。チャット欄に
てお願いいたします。

それでは、大谷構成員からお話しただいてよろしいでしょうか。

【大谷構成員】 ありがとうございます。それでは、今、御説明いただいたこと、特に三友構成員からの御質問に対する回答のところについて、さらに詳しく教えていただきたいと思いますので、質問のような形で教えていただければと思っています。

基本的には、ラストリゾート事業者の役割というのを考えますと、特別支援対象エリアでのサービスの提供というのが前提となるということだと思いますが、鶏が先か卵が先かという話にもなるのかもしれませんが、一定の交付金があることによって、自治体の負担は小さくなりますので、整備コスト、それから更新コストなどを含めて、小さくなるとすれば、自治体は比較的、手を挙げやすいというか設備の導入、それから、設備の更新による継続について、期待を抱くところが大きくなるのではないかと思います。そうしますと、有線ブロードをラストリゾート事業者が特別市支援対象エリアでサービスを提供することが促されて、結果的に、全体として交付金の額が増大し、全体としての金額が膨れ上がることによって、有線ブロードバンドサービス事業者は、自らそれを負担するというよりは、結果的に、それを消費者というか利用者に転嫁することが妨げられておりませんので、全体として、金額が増えてしまっていくという構図になり得ると思うんですが、それをコントロールするのは自治体の意向に尽きるということになってしまうのかと思っております。

ラストリゾート事業者がサービスの提供をするかしないかというのは、ラストリゾート事業者である以上は、自分では選べないということになりますと、自治体がどのように判断するかというその1点で、ユニバーサルサービスの交付金全体の規模がおのずと決まっていくと、そういう構図になり得ると理解してしまっているのかどうかという点です。

私の理解が不足しているというか、視点の足りないところがありましたら御指摘いただきたいと思ひまして、お話しさせていただきました。以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいまは御質問ですので、今の段階でお答えいただいてもよろしいですか。

【中田事業政策課調査官】 ありがとうございます。御質問の点でございますが、特別支援対象エリアの交付金がどのように決まるかということでございますけれども、1つは御指摘のとおり、自治体の意向でございます。自治体にも、初期整備時それから設備更新時に一定の自己負担が発生するという前提でございますので、どこまでもということにはならないと考えておりますが、それによって決まる自治体の意向というのが1つの変数と

いうことになるかと思えます。

それから、特別支援対象エリアであっても、公設から民設への移行については、そこは高コストであるということが話の前提になりますので、高コストの閾値をどこに設定するかということも、また1つの変数ということになると思えます。

もう一つは、今日、これからの議論とも関係してきますが、ラストリゾート事業者の役割をどう考えていくか、どの程度、リジッドなものと考えていくかということも、また1つの変数ということになるかと思えます。

あともう一つ申し上げれば、基本的にはコストはモデルで算定するという考え方でおりますので、モデルを作成する際に、業務効率化の可能性をどの程度重視するかということも、また1つの変数ということになりまして、大体今、申し上げたような変数によって、交付金額が決まってくるのではないかと、そのように考えているところでございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

【大谷構成員】 どうもありがとうございました。そうしますと、今の変数として挙げただいたもので、ラストリゾート事業者の義務とか役割をどのように定義するのかということも1つの変数だとしますと、その他の変数がどのように作用するかによって役割の内容がおのずと変わってくるということになるわけですね。分かりました。どうもありがとうございます。

【大橋座長】 議論を詰めていかなきゃいけないところかと思えます。ありがとうございます。

続いて、林構成員飛ばしちゃったので林構成員、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。林でございます。

資料の15-2についてでございますけれども、これまでもこの検討会で御議論がございましたように、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供を確保していく上で、NTTに期待される役割は大きいと思えます。その一方、電話に関する責務に加えて、ブロードバンドサービスに関する責務まで法的義務として課すと、NTTの経営の自由度を制約しすぎるのではないかと懸念があるのもまた事実で、ブロードバンドサービスについては、これまでも議論がありましたように、第1に、自ら採算性があると考えて既にサービス提供しているエリアと、第2に、採算が合わないと考えサービス提供していないエリアに分けて、考える必要があると思っております。

既にサービス提供しているエリアについては、個々のエリア単位で見れば、多少赤字が

生じていようとも、例えば大震災で津波で設備が流されてしまうといった、よほどのことがない限り、そこから撤退することはないだろうし、よもやそうならないように、ラストリゾート提供事業者に対して、実質的に当該エリアでの提供を担保していく必要はあると思います。

その際、例えば、NTTと総務省が、一定期間ごとに、有線ブロードバンドサービスの整備・維持に関する計画を一種の官民協定として締結したりするなどして、NTTに対して一定のコミットメントを求めていくようなアプローチも考えられるのではないかと思います。念頭に置いておりますのは公害防止協定のように公共的な目的のために官民で締結される協定のイメージで、一種の共同規制です。例えばこのような協定を締結した場合に、企業の事業活動を制約する内容の協定が締結されることに対しては、学説上は、企業の営業活動の自由を制約するものであり、法律による行政の原理に照らして問題があることから、紳士協定であって法的効果はないという見解、いわゆる紳士協定説がありましたが、現在では、企業側の合理的な意思決定の枠内でこのような協定が締結されるならばその法的効力を一概に否定する必要はないとして契約としての法的拘束力を承認する契約説もあり、最高裁は、公害防止協定のうち、一部の条項について法的拘束力があるという判断を示したことがあります。ラストリゾート提供事業者との協定等によるフレキシブルな目的達成アプローチは有効なのではないかと思います。

その一方で、採算が合わないと考えサービス提供していないエリアについては、これまで国の補助金等のスキームがあっても、自治体から手が上がらなかった、或いは、手が上がったとしても、あまりにも需要が希薄であり、事業者自身、どうしても手を出せなかったエリアが大宗を占めていますので、今申し上げたような協定の内容として、NTTによる未整備エリアにおける整備計画のようなものが含まれることになることは、慎重に検討しなければならないと思います。

と申しますのも、現在事業者がやっていないような需要が非常に希薄のエリアで、実質上赤字を押し付けられることになっては、事業者としても飲めないということになると思いますし、NTTは公法人とはいっても、一方で、グローバルに展開する民間事業者ですので、彼らも金融マーケット等を含む様々なステークホルダーに説明がつかないような制度を仮に押しつけられてしまつては、上場企業としても困るのではないかと思います。そのことも勘案しつつ、建設費や減価償却費、さらには保守運営費から事業収入を除いた実額補填に必要となる財源を、どのような効率的なモデルを作つて算定し、それを今申し上げ

た官民協定や、あるいはラストリゾート提供事業者の事業計画の認可に含めることにするのか、といった点については、さらなる検討と整理が必要ではないかと思えます。 すいません、長くなりました。以上です。

【大橋座長】 どうもありがとうございます。大変いい視点をいただいたと思っています。ありがとうございます。

次に、三友構成員、お願いします。

【三友構成員】 三友です。ありがとうございます。事務局には私の質問にお答えいただきました。ありがとうございます。

前回、早く退出したこともございまして、十分意を尽くさなかったところがございましたので、今回、質問という形で提出させていただきました。2つの質問をさせていただきましたが、お答えいただいた内容を拝見いたしますと、何となく半分答えていただいて、半分はぐらさかされているような感じもいたします。特に1番目の質問に関してですが、私は、今の電話のユニバについてどうこうということを、言っておりません。その趣旨は、今検討しているブロードバンド・ユニバーサルサービスの制度そのものをフレキシブルにしたほうがいいということでございます。その最も大きな理由は、次のとおりです。すなわち、今回の御回答では、ラストリゾート事業者にかなりの期待を込めていらっしゃると思います。もちろんラストリゾート事業者の責務は非常に大きいですが、先ほど林先生が御指摘されたように、どこまで負担をしていただけるのか、あるいは、負担をさせるのかというところは、非常に難しいところだと思います。無尽蔵に負担をかぶせてよいのか、特に、仮に補助金が出るような場合であっても、赤字の全額が補助されるようなスキームにはならないと思いますので、そういう中で、ラストリゾート事業者にどこまで義務を負わせ、あるいは、ラストリゾート事業者がどこまで自分の判断を表明できるのかというところは、今後、十分詰めていかなければならないのかと思っております。

今のところは、それだけ申し上げたいと思います。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。先生の御質問で、事務局の回答も一歩踏み込んだものに一部なったのかと思っております。本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

次に藤井構成員、お願いします。

【藤井構成員】 藤井でございます。よろしく申し上げます。質問させていただければと思います。これは事務局への質問というか、どちらかというと、オブザーバで参加して

いるNTTさんにお答えいただくのがいいのかもしれないのですが、従来から公設公営のネットワークを民間が引き受ける例というのがあるのではないかと考えているのですが、このような際に、今回、ラストリゾート事業者として役割を期待されているようなNTTは、他社と比べると回線の基準とか品質基準が高く、工事や設備に対しても、比較的品質の高いものを使っているのではないかと考えています。これらを踏まえると、設備を引き継ぐときにスムーズに行くのかどうかというところが疑問に思えます。このことで、逆に工事であったりとか、設備交換とかで、NTTにお願いすることで費用がかさんできたりすることがないのかというところを1つ知りたいところでございます。

モデルで計算すると、実際は費用の多寡が変わってくることはないのかもしれないのですが、逆に言えば、NTTさんに任せることによって差分が大きくなって、赤字が増えてしまうという状況にならないのかどうかというところが1つ気になったところです。逆に地方の地元密着な企業がうまく引き継いでいったほうが、比較的安価な料金で、リーズナブルに運用や維持ができるのではないかと推察され、もし情報がありましたら、お答えいただければと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局からお答えいただいて、NTTさんが補足あればあれですけど、お願いできればと思います。

次は相田構成員、お願いします。

【相田座長代理】 相田でございます。未整備エリアがある中で、ラストリゾート事業者とは何だろうとずっと思っていたんですけども、それを整理していただいて、少なくとも事務局で思っていることは分かったということなんですけれども、ラストリゾート事業者整備済みエリアで、当該エリアにおけるサービス提供を継続することという文言は、素朴に読めば、これはFTTHサービス、もしかしたらHFCかもしれませんが、を継続することと読むんだと思うんですけども、既に電話のほうでも不採算がひどい地域ではワイヤレス固定という代替手段を設けるということが制度的に認められているということで、先ほど林構成員からも地震、津波という話がありましたけども、最近ですと、台風でもってファイバーが片っ端から切れてしまったということもございました。そういう大規模な設備損壊とかあったときに、元と同じサービスを継続というよりは再開しないといけないのかというあたりというところについて、よく詰めないといけないのかということで、3ページ目にありましたように、NTTさんとしては、電話を提供する責務を担っ

ているので何らかの線は多分引かなきゃいけない。あるいは無線ブロードバンドを誰か別の事業者さんがサービスするに当たっても、いわゆるフレキシブルファイバーというんでしょうか、基地局まで行くための光ファイバーというのは、恐らくNTTさんが整備しなきゃいけない。

だとすれば、FTTHを再度、求めるということも、デルタとしてはそれほどひどく大きくないのかもしれないけども、そういう大規模災害等々があったときには別の手段の、別のブロードバンドサービスに切り替えるということは許容範囲なのかというのが、私の技術屋としての直感なので、文言的には、米印のところの「当該エリアが非居住化した場合等を除く」の「等」の意味だという言い方をしてもいいのかもしれませんが、こちら辺をもう少し丁寧に議論する必要があるのかと思いました。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。山本オブザーバは後を御希望らしいので、宍戸構成員、お願いします。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸です。発言の機会をいただきありがとうございます。まず、基本的に、事務局のほうで用意していただいた素案、これに私も異存はございません。その上で、2点申し上げたいと思います。

1点目は制度上の位置づけの3ページの3つ目でございますけれども、通信技術の進展、社会情勢の変化を踏まえて、NTT法3条の責務規定を考えるとといったときに、先頃成立しました、デジタル社会形成基本法のことは念頭に置いたほうがいいのではないかと考えております。皆様よく御承知だと思いますけれども、デジタル社会形成基本法は、高度情報通信ネットワークの恵沢を享受できる社会を実現する3条と、それから活力ある地域社会の実現に高度情報通信ネットワークの利用が貢献する6条、そして、利用の機会等の格差、地理的な制約等の是正を目標と掲げる8条と、このようにあるところでございまして、それが大きな、今、我が国が法律的に定めている、デジタル社会の方向性であり、まさに社会情勢の変化そのものだろうと思います。

もちろん直ちにそこから、では、ブロードバンドサービスをユニバにするとか、ユニバにおけるラストリゾート事業者は必要であるとか、ラストリゾート事業者がNTTだと、一直線に演繹できるものではないわけですがけれども、しかし、このような方針を国として掲げるときに、誰かにブロードバンドサービスをユニバとして最後、担っていただく必要がある。そう考えたときに、既に電話において担っていただいているNTTに担っていた

だと、この責務規定を読んでいたり、考えていたりするということが自体は、私は決して不自然なことではないだろうと思っております。それが1点目です。

2点目、他方、これまで先生方から繰り返し御発言ありましたとおり、それが事業者としてのNTT、あるいは東西等に非常に不合理であるものは、電気通信の在り方として望ましいことではない上に、競争上も非常に大きな問題をはらむし、社会的なコストも非常に大きくなるということであるだろうと思えます。本来、国なり公的な機関が全部やればいいのものを、そうでなくて民間の存在に任せるというからには、民間の方の創意工夫とか知恵とか、必要な他の事業者との協力を信頼して、あるいは、そちらのほうが国が直接に手を下すよりもよくできるからだろうということであるわけであり、特に電話以上に、ブロードバンドで、まだ未整備地域が残っている現在の問題については、特にそのことが当てはまるだろうと思えます。

その観点から、先ほど林先生が行政協定というアプローチに言及をされましたけれども、何らかのやり方で、例えば、1年だと少し短過ぎるとすると、例えば3年というぐらいの中で、NTTにラストリゾートとしての責務をどうやって果たしていかれるかと。そのときに、先ほど相田先生からも御指摘ありましたような、どういう場合にはワイヤレスをもって代替するのかなども含めて、あるいは、どういう地域に優先的に手を打っていくのかとか、どういう地域はどういう考え方で他の事業者との連携も含めてやっていくのか等々を、ある種の計画であるとかで考え方を示していただいて、それを政府が受け入れると。あるいは、政府と話し合いでやっていく。

そして、もちろんこれは1年に1回とか、何か必要なときにはNTTの側からも申し出ていただいて改定をしていただく。あわせて、先ほどの前半の議論とも若干関わりますけれども、ラストリゾートを含むユニバーサルサービス全体の状況を、政府においてデータとして把握した上で、うまくNTTがラストリゾートスキームを3年間なら3年間でしっかりやっていただいたかを定期的に判断し、また、ユニバの在り方も考えていくというサイクルとセットにして、繰り返しになりますが、NTTの責務を、ある程度、柔軟な枠組みの中で実施できるように、しかし、それはデータをもってきちんと把握して、それについて評価し、見直すということとセットでやっていくということがいいのではないかと考えている次第です。

長くなりましたが、私からは以上です。

【大橋座長】 御提案含めてありがとうございます。次に、岡田構成員、お願いします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。私からは初めてラストリゾートの点を議論する機会ということもあるので、基本的な考え方を含めて、初回ということで議論してみたいと思うんですが、そもそもユニバーサルサービスの供給義務というものを課すということは、前提として、何らかの公的な独占というものが想定されていて、黒字の部門から赤字の部門へと内部補助が行われることによって費用を賄うという枠組みが暗黙のうちに想定されているものだと思います。

今般、ユニバーサルサービスを加入電話等に加えて、ブロードバンドまで広げようという提案をしてきているわけですが、その場合、前提が随分異なるサービスを扱うことになることに注意が必要ではないか。すなわち、電話というのは、そもそも公的な独占からスタートしたサービスであって、その後に競争が導入されていくというプロセスを経たサービスである。片やブロードバンドというものは、頭から民間の競争に依拠しながら普及されてきたサービスだという面があるということです。

そうすると、前提となる内部補助というものをどこまで当然視していくことが許されるのかといった点について慎重な議論が必要であると思います。そういう意味で、今回、提案されている交付金制度というのは2トラックになっていて、その点への考慮がなされていると思うわけです。それを、例えば未整備エリア等にどのように適用していくかという場合に、例えば、未整備エリアのうち、実際にブロードバンドアクセスのニーズが自治体等の判断、あるいはそこに住む住民の判断によって要請が起こるとということが想定されるわけですが、その場合、どこまでその要請を受け入れるべきかという判断の際に、何らかのスレッシュホールドというものが必要ではないか。それは特別支援対象エリアの定義にも関わりますが、何らかのコストの上限といったものを、ある程度、念頭に置いた議論をしていくことが必要ではないのかと、このように感じました。

私からは以上です。

【大橋座長】 考え方を含めて、ありがとうございます。オブザーバの方、申し訳ないんですけど、先に構成員の方の御発言を優先させていただいて、後まとめてオブザーバの方に御発言いただければと思いますので、次に、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 関口でございます。06の資料について、2ページ、3ページ、それぞれに質問があります。

ほかの構成員のお話を引き継ぐような形もありますので、先に3ページ目のほうから質問させていただきたいと思います。NTTさんに期待される役割が大きいという期待値は

非常に高いことは、現実問題としてよく理解できる文言だと感じます。ただ、ラストリゾート義務という極めて重い責務を課す根拠が、実は、ここでは特段、まだ示されておりません。加入電話、あるいは公衆電話、離島サービス、こういった1号になるはずのもしもし電話と言っていた時代のユニバを議論したときには、公社時代に整備が完了していたメタルについては、これにラストリゾート義務を課すことについては違和感がなかったんです。それに対して、今回はNTTさんに対する期待はあるにしても、NTTさんにラストリゾート義務を課すということの根拠は何なんだろうということについて、私はまだ具体的な、明確な根拠は私自身も考えられないんです。

したがって、お願いベースで議論を進めるのであれば、この議論はすんなりいくという気もいたしますが、義務づけを行うといったときには、そこにはそれなりの説得力ある根拠が必要だと思っております、この点、どのように事務局としてはお考えなのかについては、一度お伺いしておきたいと思えます。

それから、前のページ、2ページに関してですが、既存回線の設備の利用が可能な場合、これも実態としては幾つかあるとは思いますが、ヒアリングの中で、オペページの篠原様からも、この下の既存回線設備の利用が、実は事実上、不可能なケースがほとんどですということをお伺いした記憶がございます。設備そのものがもう使い物にならないというだけのケースだけではなくて、譲り受けた光の接続機器が対応しなかったりという形で、そもそも既存エリアと接続が不可能になってしまうので全部張りかえ、顧客だけを引き継ぐということのほうが圧倒的に多いようにお伺いいたしました。ここは事業者様方々からの感想もお伺いできればと思うんですが、事実上、多くのケースでは、既存回線の利用は不可能になってくるだろうと思われまして、加えて、下の未整備エリアを含めて、ラストリゾート事業者が契約をするということについて、ここを義務づけるということが、どこまで根拠として見いだせるか、ここは今の3ページの質問と重なるところでありますが、ここについても敷衍してお答えをいただければ幸いです。

以上でございます。

【大橋座長】 大変重要なポイントを提起していただいてありがとうございます。

ここまでが構成員の方で手が挙がっている方だと思いますので、次に、オブザーバの方、順に御発言いただきたいと思えます。まず、山本オブザーバ、お願いします。

【KDDI】 KDDIの山本です。今回、事務局様のほうで御用意いただいた資料については、非常に私としては十分、論点が示されていると納得しております。今回は、ス

ライドの3にもありますけれども、有線ブロードバンドサービスの全国的な提供確保というものが大きな政策課題であると認識しております。これを実現するためにどのような制度上の位置づけが必要かと。この点につきましては、期待される役割ということについて、お示しいただいております。

その上で、期待される役割というものを、これを担うのは特別な責務であろうと思っておりますので、ここに期待されていると書かれているとおり、これはNTTさん、これは2つの意味でふさわしいのではないかと考えています。その2つという意味は、政府出資の特別な法人であるという会社の設立の法的な位置づけというのが1つ。それから、もう一つは、これは相田先生からも先ほど御指摘いただいたように、ブロードバンドインフラ、有線ブロードバンドのインフラを敷設するために必要な物理的なインフラ、これは局舎、全国津々浦々の局舎、電柱、管路、これを全国的にお持ちであるというところ、この2点からNTTさんに対して、特別な役割を担っていただくということは大変、大いに期待されるであろうと思います。

あとは、それを実効的に確保するための制度、スライド3の下に書いてありますけれども、この制度的なアプローチは幾つかいろいろなアイデアはあろうかと思えます。先ほど、林先生からも官民協定というお話もございましたし、あるいは事業計画認可というお話もありました。ここは、私どももかくあるべしというのを今、この時点で意見を持ち合わせているわけではございませんが、ただ、普通にシンプルに考えますと、いわゆる制度の立てつけとして分かりやすいのはNTT法に一律に入れ込む。当然、今回は電話のユニバ、これはあまねく提供義務というものがNTT法にありますけれども、これは基本的に今回はいじらないというものを理解しております。となると、ここにNTT電話の役務とはまた別のブロードバンドならではの規定というのを入れ込む。ただし、これは電話ほど厳しいものではなくて、これはやや一段、少しそれほど厳しくないような規定というのを新たに追加するということになるのではないかと、これは勝手な想像をしておるだけでございます。

私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、JAIPAの立石オブザーバ、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。撤退とか、それから負担額の増加等は非常に難しい話で、私は別に回答を持っている

わけじゃないので、コメントというか感想にはなってしまうんですが、また、ユニバーサルサービス制度だけではなくて、ひよっとすると、ほかの補助金等を考えたほうがいい部分もあると思うんですけども、先ほど宍戸先生から言及があったんですけども、現状、DXどころではないといったところが面積的には結構まだまだ日本の中にはあって、そういった条件不利地域とか過疎地域をどのように、どういうところかということをも十分に想像していただきたいと。

それを、万が一、人口が減ってしまうと、外交だけではなくて日本人の安全保障上の問題になるようなエリアが過疎地域は結構あります。国境離島だったりすれば、もう諸ですけども、例えば水源涵養林などを持っていて、誰もいなくなっちゃうとどうしようもないというところもあるので、三友先生がおっしゃっていた、今後、人口減少の中でどうするかということをも、人口減少しないようにどう支えるかという視点というのは、もう少しあってもいいのかなと。それと現状、自治体自らが行っているネットワークを民間移行ということで検討していらっしゃるところが結構あるんですけど、これはラストリゾートの問題ですけど、いや、本当にずっとやってくれるのかと非常に不安を持ちながら、移行作業をやっているところもあったりとかして、これはNTTさんに限らなくて、ほかの事業者もそうだと思うんですけども、場合によっては自治体そのまま続けるということも、あるいは、自治体がやるということも考えてもいいのではないかと。それは特に今、過疎地域でやっているところは、工事費も何もかもがめっちゃ高いんです。というのは、そこに現場に技術者がいないからなんですけど、これは今やっているところか、これから自らやろうとするところがずっと頑張ってやっていけるのであれば、これは人材育成にもなるし、必ず成功するわけではないですけども、そこで働く場をつくることによって人口減少も防げるとかという話にもなってくると思うので、これが、そう簡単にこの制度の中と結びつけてどうするんだとなると、制度論の問題等で、そう簡単な問題でないということは分かってはいるんですけども、総合的に、その町を、あるいは村をどうやって維持するかという中で、ぜひとも考えていただきたいと思いました。

以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。新しい別の視点をいただいたという感じをいたしております。ありがとうございます。次、ソフトバンクの山田オブザーバ、お願いします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの山田です。ラストリゾートについて、恐らくこうい

った場で詳細な議論がなされるのは初めてと思っていますので、私のほうから当社の考えを少し述べたいと思います。

今回、交付金制度が立ち上がるということですので、できるだけ交付金制度が用いられて、現行のエリアの維持が図られるというのが理想的な動きなのかとは考えています。しかしながら、適格電気通信事業者の仕組み自体も手挙げ制ですので、特別支援対象エリアであっても、あと支援対象エリアもそうなんですけれども、当然、今、提供している事業者が撤退するという事は十分あり得る話だと認識しております。そうなった場合に、そのエリアを未提供のままでよいのかというと、先ほどの宍戸先生からも御発言があったようなデジタル社会形成基本法のような国全体の動き、あとは事業法の世界においても、今回、交付金制度を入れて、有線ブロードバンド役務というのを維持していきましょうという方向性を示しておきながら、そのような未提供エリアが新たにできるというのは、さすがに看過はできないんじゃないのかと考えております。そうすると、未提供のエリアができてしまった場合に、何かしらどこかの事業者等によって、きちんと有線ブロードバンドが提供される、そういう制度を設けておくというのは必要と考えておまして、その意味で、どなたかにラストリゾート義務というのをかけるということは、少なくともどうしても必要になるのかと考えております。

その点で、じゃあ実際にどなたに頼みますかというところは、いろいろと事業者の経営、営業の自由という観点から難しい部分もあると思うんですけども、先ほどKDDIの山本様から御発言があったように、現実的な問題としては、NTT東西さんをお願いするという方向性が考えられるのかと、私どもとしては考えております。

その際に、どのような手法で制度的担保を行うかというのは、法改正のほかにも、先ほど先生方からいろいろな御提案がありましたので、その中から最適なものを選択していくということになるかと思うんですけども、仮に法改正となった場合に、こういったブロードバンドのラストリゾート義務をかけるという効果以外が法改正のタイミングで発生しない。例えば、何か法を変えるときに、ラストリゾート義務をブロードバンドにかけるに当たって、NTT法の全体の整合性を取るために、ここは緩和しなければいけませんとか、はたまた電話のほうは今回、いじるつもりはないということでしたけれども、電話のほうもいじらざるを得ないといったことがないように、あくまでラストリゾート義務の効果だけが生まれるような、そういった制度的な措置というのを講じていただければありがたいかなと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

【大橋座長】 ありがとうございます。次に、NTTの黒田オブザーバ、お願いします。

【日本電信電話】 NTTの黒田です。今回、地方を含め、世の中全体のデジタル化を支えていくために、我々のグループ会社がラストリゾート事業者となることに対する期待が大きいことについては、ある意味、それだけ我々が世の中に貢献し、社会を支えてきたことを評価いただき、今後の期待も大きいということだと理解しており、それ自体はありがたいことだと思います。また、我々としても、ブロードバンドを広くご利用いただけるようにすること自体は必要なことだと考えており、Society 5.0の実現や、これからの我が国の産業競争力の強化等を図っていく上で、ブロードバンドサービスを広く使えるようにしていくことは必要なことだと思っています。

ただ、従前から申し上げているように、今回はFTTHサービスを基礎的電気通信役務にするという議論になっていますし、今から蒸し返すつもりはないですが、本来、このタイミング、もしくは、その次のステップで考えるべきは、果たして本当にFTTHありきで整理するということがよいことかどうか、しっかり議論しておくべきだと考えます。私どもの認識としては、今回、FTTHを広げていこうという話の裏には、報告書でも整理されていますが、2023年には全国あまねく全ての家庭にモバイルブロードバンドが届いているという前提があると思います。したがって、モバイルブロードバンドは全国に行き渡っている上に、さらに、FTTHもあったほうがよいという議論をしているものと認識しているところです。

そういう意味でも、先ほど、相田先生や林先生から、津波や台風等のときの話がありましたが、整備済のエリアも含め、FTTHを維持できないとなったときには、改めて、そこに存在するモバイルブロードバンドとの関係をどう考えるのか、法的な位置づけも含めて整理する必要があると思います。また、今後さらに高速化して、サービス品質も安定していくことになれば、先々、いよいよモバイルブロードバンドがユニバーサルサービスの中心になってくると思います。そういう流れになっていくことは必然的だと思います。そのときには、ラストリゾート事業者という立場は、もはやNTT東西の出番ではなく、国家の希少資源である周波数を割り当てられているMNO4社に法的な義務を課した方が合理的という状況になりうるのではないかと考えています。もちろん、先々の課題として考えていく必要があるという趣旨で申し上げます。そういうことを展望すると、NTTとNTT東西を規制しているNTT法の中に、ラストリゾート事業者の責務を規定するこ

とは適切でないと思います。

もう1点重要な話があります。先ほど、中田調査官から、交付金の算定は原則モデルというお話がありました。私どもとしては、仮に、NTT東西が新たにラストリゾート事業者としての責務を負うことになるのであれば、モデルが前提ということはありませんと考
えていまして、原則、収入で賄えない実際費用を交付金対象としていただく必要があると
考えています。もちろん、効率性確保のための微修正を加えることは合理的な範囲内であ
れば採り得ると考えていますが、基本は実際費用をベースにさせていただかなければ、我々
が抱えるステークホルダーに説明できないと考えております。特に、我々がサービス提供
するというのを、自ら主体的に判断していない未整備エリアについて、内部相互補助で
の対応等を強いられることになるようなラストリゾート制度であれば、我々としては受け
入れられないと考えているところでございます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ちなみに、先ほど藤井構成員からコストの話が
あったんですけど、少しコメントしていただいてもよろしいですか。

【日本電信電話】 設備を譲り受ける時の話だと認識しておりますが、今でも、IR
U等で自治体から賃貸している設備を譲り受けるケースはございます。我々が設計し、我々
の仕様に基づく自治体設備を受託建設したものであれば、我々が受け入れることができ
とお話させていただきましたが、我々の仕様とは全然違う設備については、管理方法やシ
ステムの運用方法も全く別物になりますので、先ほど、どなたかおっしゃっていましたが、
そのまま受け入れることは難しいと思っています。もし、他事業者の仕様で独自に作られ
た設備のエリアを我々が任されるということになると、再度、設備を作り直して対応させ
ていただくことになると思います。したがって、交付金制度のカテゴリーで申し上げますと、
民設民営への引継ぎができない方の扱いとして、特別支援対象エリアにおける交付金制度
での対応にならざるを得ないと思っています。もちろん、おっしゃるとおり、現にサービ
ス提供している事業者に補填を入れて、サービス提供を維持する方法が一番安くなるとい
うケースは大いにあり得るのではないかと思います。

以上、コメントさせていただきました。

【大橋座長】 ありがとうございます。お待たせしました。オプテージの篠原オブザー
バ、お願いします。

【オプテージ】 篠原でございます。ラストリゾート事業者の責務につきましては、全国規模の光ファイバーを持っておられるNTT東西さんに何らかの責務を担っていただくということで理解しているところでして、誰も参入しない地域を前提とした制度ということで、競争上も問題ないかという認識でございます。

全然観点が異なるんですけども、今後、展開されていく5G向けの光ファイバーの提供義務などを負うこととは解釈が異なると思いますので、今回の制度は、拡大解釈した制度とならないように、その辺りは明確に整理していただいたほうがいいかと考えてございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。以上で、お手が挙がっている方には全て御発言をしていただいたと思っています。ありがとうございます。

様々御意見いただきましたが、事務局から何か御回答すべきところなどあれば、お願いいたします。

【中田事業政策課調査官】 ありがとうございます。事務局でございます。様々な御意見、御示唆をいただきまして、誠にありがとうございました。

今回は、これまで必ずしも時間を取って議論してこなかったラストリゾートの役割について御議論いただくという趣旨で、事務局から一定の観点を示して御意見いただいたということでございます。いただいた御意見については、しっかりと受け止めさせていただきたいと思います。

その上で、構成員の方々からいただいた点について、可能な範囲でお答えをしたいと思っておりますけれども、まず、林先生からは、官民協定、例えば公害防止協定のような形で、一定の官民双方のコミットメントを形成していくという手法があるのではないかという御示唆をいただきました。大変御示唆に富む御意見だと思っておりますので、事務局でも、そういった形も含め、どのような仕組みがあり得るか、さらに検討していきたいと思っております。また、同じく林先生から御指摘いただいた、既整備のところと未整備なところは当然事情が異なるのではないかと点については、事務局としてもそのように考えておりました、交付金制度の設計の中でもそういった観点を取り入れているところです。

それから、三友先生から御指摘いただいた点について、回答が必ずしも100%になっていないというのはおっしゃるとおりでして、御指摘を踏まえ、更に検討を深めてまいりたいと考えております。まさしく、法的な責務と経営の自主性のバランスをどう考えていくか

という問題であると考えております。

それから、藤井先生から御指摘いただいた点については、事実関係についてはNTT様のほうからお答えいただいたところではあります。公設民営でIRUでやっているようなものについては、民間事業者が引き取ったとしても、所有権が移るだけですので、技術的な課題というのは少ないと考えております。他方で、公設公営のものを民間に移すということになりますと、御指摘のとおり、仕様上の理由等で技術的に難しい場合も多いと認識をしているところでございます。

それから、相田構成員から御指摘いただいた点は、私どもの資料で言えば、「非居住化した場合等」というところの「等」をどう考えていくかということですが、災害等により設備が大きく損壊してしまったような場合の扱いについては、今後整理が必要な論点の一つであると考えています。

それから、宍戸先生からいただいた御意見のうち、デジタル社会形成基本法を踏まえて、大きな視点で今回の議論を捉えていく必要があるのではないかという点につきましては、まさしくそのとおりであると考えております。電気通信事業法、あるいはNTT法も大きく捉えれば、デジタル社会形成のための法的基盤ということになりますので、そういった視点で、今回の議論も捉えていくことが重要であると考えております。

それから、ラストリゾート事業者に対し、3年とかそういった一定のスパンでもって計画を作ることを求めていくというのは、1つの現実的なアプローチであろうと考えておりますので、御指摘も踏まえ今後更に制度の在り方を検討していきたいと考えております。

それから、岡田先生から御指摘いただいた点は、根本的な点でございまして、確かに電話のような形で、公的独占を背景として有線ブロードバンドが整備されてきたわけではありませんので、そこは当然、同列には扱えないというのはおっしゃるとおりであると考えています。それから、林先生の御指摘等も重なりますけれども、特に未整備エリアについては、コストの上限のようなものをどう考えていくかというのは、私どもの考えといたしましては、1つは当該エリアの自治体の意向を尊重するというところでございますが、さらに具体的な検討を深めてまいりたいと考えております。

それから、関口先生から御指摘いただきました点については、そもそも私どもといたしまして、現時点で法的な責務を課すということを方針として明らかにしているわけではありませんが、仮に責務を課すとした場合の根拠は何なのかという御指摘であったと思います。ここは根拠というものをどう捉えるかということにも関わってくるわけでございませ

て、ある種、憲法論的な話になってくるかもしれませんので、宍戸先生からも御指導いただければと思っておりますが、非常に一般的な話として申し上げます、公共性の高い業務を行う企業体に対して、法律で特別な義務等が課されるということは、これは分野を問わずあり得るところでして、それが財産権に対して非常に強い負担を課すものである場合は損失補償等が必要になりますが、今回、そういったレベルのことまでは考えていないのだとすれば、ある意味、法律自体が企業に対して責務を課す根拠となるのではないかと考えているところでございます。既存回線の利用につきましては、NTT様のほうからお答えいただいたとおりであると考えております。

その他、オブザーバの各社からいただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただくこととし、個別の回答は控えたいと思っておりますが、1点だけ、NTT様からいただいた点について、若干私の説明が誤解を招いた点があるかと思っておりますので補足させていただきます。

今回、交付金制度の設計といたしまして、モデルによるコスト算定を原則とするということをお申し上げしましたが、その趣旨は、事業者の個別の非効率性がそのまま温存されるような制度は、負担者の理解を得ることが難しいということです。NTT様の御発言は、恐らくは加入電話のモデルの現状を念頭に置いての御発言ではないかと推察しますが、今回は、基本的には、非効率性の排除という目的が達成される限度で、なるべく実態に近いもの、そういったものが望ましいモデルであると考えております。

【大橋座長】 ありがとうございます。種々御意見いただきまして、ありがとうございました。

若干お時間あるので、もし追加での御発言、あるいは全体を通じての御発言があれば、ぜひチャット欄にていただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。様々御意見いただいてありがとうございます。まだ追加で御意見ある方もいらっしゃるかもしれません。ぜひ後ほど事務局からも紹介のメールをお送りさせていただきますので、御返信がてら、そうした御意見いただければ、ぜひ反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また、事務局におかれては、本日の御意見なども踏まえて、ぜひさらに検討を深めていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最後、事務局より今後の予定について御説明いただければと思っております。

【中川事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

本日は長時間に渡って活発な御議論をいただきまして誠にありがとうございます。本日いただいた御意見等に関しましては、事務局でも引き続き検討させていただきたいと思えます。

次回の会合の日時と内容については別途、御連絡とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 本日、大変金曜日の貴重な夕方のお時間をいただきまして、ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、よい週末をお過ごしください。これにて閉会いたします。ありがとうございました。

以上